

## 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人社団三秀会 青梅三慶病院（以下当院という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するためには人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条

- (1) 当院が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- (2) 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- (3) 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 : 医療法人社団三秀会 青梅三慶病院 訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 : 東京都青梅市大柳町 1412 番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者の職種及び員数

理学療法士 2 名（常勤 2 名 非常勤 0 名）

作業療法士 3 名（常勤 2 名 非常勤 1 名）

言語聴覚士 1 名（常勤 1 名 非常勤 0 名）

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。

但し、国民の祝日、振替休日、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前9時から午後5時30分までとする。

但し、サービス提供時間は、午前9時より移動開始、午後5時20分までに移動終了となるため、そのサービス提供時間は、訪問リハビリテーションサービスを提供する区域によって移動時間を考慮するものとする。

(利用料等その他の費用の額)

第7条

- (1) 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。利用料、その他の費用の額は、別紙料金表の通り。
- (2) 通常の事業実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費については、次の額を徴収する。  
通常の実施地域を越えて10km以内・・・150円  
上記より5km増すごとに・・・・・・・100円加算
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の業務を実施する地域は、青梅市全域とする。

(個人情報の秘密保持)

第9条

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことを禁じ、従業者は文書により利用者またはその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができる。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第10条 当院は、提供した指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第11条

- (1) 当院は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 当院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- (3) 当院は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条

- (1) 震災など非常災害によって損なわれる当事業所の機能を、実行可能な事前準備。
  - ・発災後の優先順位に基づいた事業継続計画（BCP）を策定することで、維持・回復に努める。従業者で周知し行動する。
- (2) 当院で定めた非常災害に対する定期的な避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

(職場におけるハラスメントについて)

第13条

- (1) 職場において業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により従業者の就業環境が害されることを予防するための方針を明確化し、従業者へ周知・啓発をする。
- (2) ハラスメントに対する研修を実施する。
- (3) 相談に対応する担当者・窓口を定め、従業者に周知する。

(虐待防止)

第14条

- (1) 高齢者の尊厳の保持・人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高い虐待の発生及び再発を防止するため、虐待防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催し従業者へ周知する。
- (2) 虐待防止の指針を整備するとともに、従業者に対して研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- (3) 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定め、従業者に周知する。

(身体拘束等の禁止)

第15条

- (1) サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等行為を行った場合には、当事業者は直ちに、その日時、様態、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要事項について、サービス提供記録表等に記録します。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2ヶ月以内
- (2) 繼続研修 諸制度改定時や業務上必要な事例が生じた時に隨時
- (3) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人（個人）の病院又は診療所が定めるものとする。

附 則

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション料金表  
(地域区分 3級地: 10.83円/単位)

**1 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション**

**【基本報酬】**

内 容	単位	介護報酬額	自己負担額 (1~3割)
訪問リハビリテーション(介護)	308単位/回	3,335円	1割: 333円 2割: 667円 3割: 1,000円

内 容	単位	介護報酬額	自己負担額 (1~3割)
介護予防訪問リハビリテーション (支援)	298単位/回	3,227円	1割: 322円 2割: 645円 3割: 968円

**2 指定訪問リハビリテーションの加算**

内 容	単位	介護報酬額	自己負担額 (1~3割)
短期集中リハビリテーション加算  退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内	+200 単位/日	2,166円	1割: 216円 2割: 433円 3割: 649円
認知症短期集中リハビリテーション加算  退院日又は訪問開始日から3月以内	+240 単位/日	2,599円	1割: 259円 2割: 519円 3割: 779円

内 容	単位	介護報酬額	自己負担額 (1~3割)
移行支援加算	+17単位/1日	184円	1割: 18円 2割: 36円 3割: 55円
サービス提供体制強化加算 I	+6単位/1回	64円	1割: 6円 2割: 12円 3割: 19円
中山間地域等居住者サービス提供加算	+5/100単位/ 1回	※単位数に応じて変動	
退院時共同指導加算	600単位	6,498円	1割: 649円 2割: 1,299円 3割: 1,949円

### 3 指定訪問リハビリテーション減算

内 容	単位
事業所医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	- 50 単位／1回

### 4 介護予防訪問リハビリテーションの加算

内 容	単位	介護報酬額	自己負担額 (1~3割)
短期集中リハビリテーション加算 退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内	+ 200 単位／日	2,166 円	1割：216円 2割：433円 3割：649円
認知症短期集中リハビリテーション加算 退院日又は訪問開始日から3月以内	+ 240 単位／日	2,599 円	1割：259円 2割：519円 3割：779円

内 容	単位	介護報酬額	自己負担額 (1~3割)
サービス提供体制強化加算 I + 6 単位／1回		64 円	1割：6円 2割：12円 3割：19円
中山間地域等居住者サービス提供加算 + 5 / 100 単位／1回			※単位数に応じて変動
退院時共同指導加算 600 单位		6,498 円	1割：649円 2割：1,299円 3割：1,949円

### 5 介護予防訪問リハビリテーションの減算

内 容	単位
事業所医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	- 50 単位／1回
利用開始月から12月を超えた期間に訪問リハビリテーションを実施した場合	- 30 単位／1回